議会運営委員会記録			
招集年月日	令和 5 年	6 月 1 日 (木)	
招集場所	日高市役所 第2委員会室		
開閉の日時	開会 6月1日 午前9時30分		
	閉 会 6	月 1 日 午前 9 時 4 2 分	
出席委員	委員長	加 藤 大 輔 副委員長 山	」 田 一 繁
	委員	松尾万葉香委員三	下 木 伸 也
	委員	大澤博行委員	孫 崎 成 喜
	議長	鈴 木 健 夫 副議長 和	コ 田 貴 弘
欠席委員	なし		
説明のため 出席した者	なし		
の職氏名			
書記	事務局長	林 政 男 次 長 吉	田聡明
	主幹	金子砂知子主事小	山 和 也
事件	<ul><li>・新型コロナウイルス感染症に関する議会対応申し合わせ事項について</li><li>・一般質問について</li><li>・陳情について</li><li>・会期及び会期日程について</li><li>・その他</li></ul>		
調査の経過			

(別紙のとおり)

### **< 開 会>** (午前9時30分)

。加藤委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。

これより議会運営委員会を開会します。

本日の日程については、6月定例会の会期及び議会の運営等についての調査であります。

# <新型コロナウイルス感染症に関する議会対応申し合わせ事項について>

加藤委員長 この議会対応申し合わせ事項については、新型コロナウイルス感染症が5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行し、また、市の対策本部も廃止になったことにより、再検討が必要な時期と考えられます。実際の運営については、議会運営委員会で判断・決定することとなっておりましたことから、本委員会で検討したいと考えます。

この議会対応申し合わせ事項については、令和5年度第3回定例会前に廃止として、 基本的にはコロナ以前の議会運営に戻すこと、アクリルパネル、手指消毒液、検温器 等については当面の間は継続が適当であると考えます。

また、委員会の質疑について、コロナ対応の時間短縮を目的として執行部との事前調整を行ってきましたが、質疑と答弁がかみ合い内容の濃い質疑となったこと、そのことにより傍聴者にもわかりやすい議会運営だったのではないかと推察されること、効率的な進行であったことなど、事前調整を行ったメリットも大きかったと考えられることから、質疑における執行部との調整については、今後も可能な限り行っていただけるよう、これらのメリットを全議員に周知したいと考えますがいかがでしょうか。委員の皆さまからご意見がありましたらお願いいたします。

#### (賛成との意見あり)

それでは、議会運営委員会としては、新型コロナウイルス感染症に関する議会対応申し合わせ事項については廃止することとし、アクリルパネル、手指消毒液、検温器等については当面の間は継続すること、委員会の質疑については、可能な限り執行部との調整を行っていただき、質の高い委員会となるよう、この主旨を全議員に周知することの意見でまとまりましたので、この後の全員協議会で報告及び議長から議員全員に諮っていただくこととしますがよろしいでしょうか。

## (異議なし)

それでは、そのように対応することとします。

# <委員会付託及び即決について>

。加藤委員長 総務福祉常任委員会へ議案第30号を、文教経済常任委員会へ議案第29 号、第31号、第32号を付託することとします。

議案第33号を即決することとします。 以上のとおりでよろしいでしょうか。

#### (異議なし)

このとおり決定します。

## <一般質問について>

。 加藤委員長 一般質問についてです。

6月21日(水)に13番田中議員、8番金子議員、15番山田議員、1番成田議員、14番大澤議員

6月22日(木)に7番松尾議員、10番佐藤議員、5番加藤将伍議員、11番三 木議員

6月23日(金)に2番近藤議員、3番横尾議員の順であります。

提出された通告について、内容を確認してください。

質問順、内容はこのとおりでよろしいでしょうか。

### (異議なし)

。加藤委員長 このとおり決定します。

改選後初の定例会となりますので、一般質問の方法や内容について 2 点再度確認を いたします。

先例集87一般質問の制限及び発言の禁止では、「議長は、質問内容が市の一般事務 又は通告内容を逸脱、若しくは要望又は意見の開陳のみであると判断した場合、注意 をし、なお従わない場合は制止又は禁止をすることができる」とされています。

また、議員必携、質問の要領の中では、『一般質問に当たっては、議長への通告の内容に基づいて原則として原稿を作成して、それによった力強い迫力のある質問を行うことが大事である。また、「質問」であるからあくまで質問に徹すべきで、要望やお願いやお礼の言葉を述べることは厳に慎むべきものである。』ともされていますことから、1点目、再質問において、当初の通告内容から逸脱することの無いようにすること。2点目、執行部の答弁終了後、次の質問に入る前に、前の答弁に対する発言が要望や意見の開陳のみと解されることが無いようにすることを、この後の全員協議会の議会運営委員会の報告の中で全員に周知をしたいと考えますが、いかがでしょうか。

- 松尾委員 要望と意見のみの質問がよろしくないということか。
- 加藤委員長 再質問の際に、答弁があった後、その答弁に対して要望や意見を述べることなく、速やかに次の質問に移ってくださいということ。

#### (異議なし)

・加藤委員長 それではそのように対応することとします。

加えて、スマートフォンの扱いの確認をしておきたいと思います。

会議規則第152条に「議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない」と規定があります。スマートフォンが写真機及び録音機の類であると解されることから、基本的には会議室、議場には持ち込まないまたは電源を切ることとしていただくことを徹底していきたいと思いますがいかがでしょうか。

・松尾委員 今回は仕方ないが、この条文自体が時代にそぐわなくなってきていると思

うのでそれはまた議論したい。

。加藤委員長 改選後ということもあり、ルールを徹底しておきたいという趣旨で申し上 げている。改めて会議規則の変更は検討していきたい。よろしいでしょうか。

(異議なし)

。 加藤委員長 それではそのように対応することとします。

## <陳情について>

・加藤委員長 陳情第2号 国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・ 見直しを求める陳情書が提出されました。この陳情については、先例により開会日に 議場配布することといたしますので、ご承知おきください。

### <会期及び会期日程について>

・加藤委員長 会期及び会期日程につきましては、別紙(案)のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

。加藤委員長 別紙(案)のとおり決定いたしました。

なお、去る5月16日の全員協議会で議長から報告がありましたが、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙(市議会議員区分)及び彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙(市議会議員選出区分)については、候補者の数が選挙すべき議員数を超えた場合に、今定例会中において選挙を実施する予定です。

いずれも候補者届出の受付期間中であることから、現時点では選挙実施の有無を確認できないため、会期日程(案)には掲載していません。

今後、選挙を実施することになった場合は、定例会の最終日に選挙を行うことを 予定しておりますので、ご了解願います。

#### <その他>

加藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。(な し)

#### **<閉 会>** (午前9時42分)

。 加藤委員長 以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

議会運営委員会

委員長 加 藤 大 輔